
当報告の内容は、それぞれの著者の著作物です。

Copyrighted materials of the authors.

「AA 研共共課題「東南アジアにおけるイスラーム主義と社会・文化要因の相互作用に関する学際的研究(2)－ミクロとマクロの視点から」

2024 年度第 1 回研究会（通算第 4 回目）

2024 年 6 月 14 日（金）14:00–18:00

場所：304

使用言語：日本語

プログラム

14:00-16:00 小河久志（亜細亜大学）

「イスラーム基礎教育機関に見るダッワの動態－タイ南部の事例から－」

16:00-18:00 今泉慎也（アジア経済研究所）

「タイ裁判所におけるイスラーム法の適用と新たな法典化」

概要：2024 年 6 月 14 日（金）に 2024 年度の第 1 回研究会を実施した。

当日は小河久志（亜細亜大学）によるタイ南部におけるイスラーム基礎教育とダッワの関係に関する研究報告と今泉慎也（アジア経済研究所）によるタイ裁判所におけるイスラーム法に関する報告が行われ、またそれぞれの発表に対して参加者による質疑応答が実施された。それぞれの発表内容の概要は下記の通りである。

報告 1：「イスラーム基礎教育機関に見るダッワの動態－タイ南部の事例から－」

小河久志（亜細亜大学）

本報告では、タイ南部のムスリム村落（以下、調査村）を事例に、イスラーム基礎教育機関とイスラーム布教運動団体（以下、ダッワ団体）の関係を長期的な視点から捉えて分析した。具体的には、クルアーンの朗誦に関する教育を行う私塾（以下、クルアーン塾）とモスク付設の宗教教室（以下、モスク宗教教室）が、1996 年から 2019 年までの 20 年以上にわたるタイムスパンの中で、タイ最大のダッワ団体であるタブリーギー・ジャマート（以下、

タブリーグ)と取り結んできた錯綜した関係を、宗教的要因を考慮しながら明らかにした。

調査村では、1978年にタブリーグの宣教団が来訪して以来、着実に支持者を増やしてきた。その様子は、2000年代初頭の時点で調査村に住む既婚男性の大半がタブリーグの布教活動に参加した経験を持っていたことなどからうかがえる。この状況は、現在においても大きく変わることはなく、タブリーグは村民から宗教的な正当性を付与されている。タブリーグが調査村で浸透した背景には、当時イマームとイスラーム教師を兼任していたAをトップとする公的イスラーム機関のモスク委員会による多方面にわたるタブリーグ支援の実施、彼らが持つ威光が村民に与える影響力の大きさなどがあった。

それでは、調査村のイスラーム基礎教育機関はタブリーグといかなる関係を構築してきたのだろうか。2006年の時点でモスク宗教教室(1990年設立)は、1996年にタブリーグの宗教講話を授業に取り込むなどタブリーグと連携しながら次世代の支持者の育成を目指した。モスク宗教教室は、タブリーグと密接に結びつくことで宗教的な正当性を獲得することに成功し、100名を超える生徒を抱える村最大のイスラーム基礎教育機関に成長した。他方でクルアーン塾(以下、旧塾)は、タブリーグに批判的な態度をとった。たとえばクルアーンの中に布教活動への参加をムスリムの義務とする記載がないことを根拠に、授業のなかにタブリーグの宗教講話を取り入れなかつた。しかし、そのことによって、長らく調査村のイスラーム教育に果たしてきた中心的な役割と権威を失ってしまった。

しかし2018年になると状況が一変する。旧塾が衰退の一途を辿るなか、タブリーグの若手コアメンバー2名が、次世代のタブリーグの支持者の育成を目指して各々、クルアーン塾を新設した。新たに開設されたクルアーン塾(以下、新塾)は、旧塾同様、クルアーンの朗誦を中心とした教育を行う一方、タブリーグの宗教講話を生徒が参加することを条件付きで認めた。新塾は、開設から1年もたたずく間に両塾合わせて80名近い生徒を集めた。教師のタブリーグ運営のイスラーム学校で学んだ経験やそこで得た知識が、新塾に多くの生徒を惹きつける一因になっていたといえる。他方でモスク宗教教室は、新たにタブリーグの女性コアメンバーが教師となりタブリーグとの連携を継続しているものの、生徒数が20名ほどにまで減るなど急速に規模を縮小させた。その背景には、モスク宗教教室の教師のイスラーム学習歴が新塾教師のそれと比べて見劣りすることであること、教師が女性であることが宗教領域の中核に女性が参入することをよしとしないタブリーグのジェンダー観に抵触したことがあった。

規模の面から見るとこの現状は、新塾の一人勝ちと捉えることができる。しかし、タブリーグとの関係に視点を移すと、モスク宗教教室に新塾が加わったことで、調査村におけるタブリーグ支持者の再生産体制が更に盤石なものになったといえる。しかし、教育活動において新塾とモスク宗教教室は連携していない。その背景には、授業におけるタブリーグの宗教講話とクルアーンの扱い方の違いがあった。

現時点では、モスク宗教教室と新塾の教師は相互不干渉の立場を取っている。また、両教育機関の保護者のあいだには日常的な交流が見られる。しかし今後、上述した違いが原因とな

り、教師を中心とするモスク宗教教室と新塾の関係者が対立し、両者のあいだに分断が生じる可能性は否めない。その結果、現在は安定しているタブリーグ支持者の再生産機能の低下、ひいては村人のタブリーグ離れが起きるリスクが高まることも考えられるのである。

報告2: 「タイ裁判所におけるイスラーム法の適用と新たな法典化」

今泉慎也（アジア経済研究所）

東南アジア諸国では、ムスリム人口が多数派であるか少数派であるかを問わず、自国のムスリムのため、シャリーア裁判所を設置する例が多い。しかしながら、タイでは、シャリーア裁判所を設置する代わりに、マレーシアとの国境地帯の4つの県（パッタニー、ナラティワート、ヤラー、サトゥーン。深南部とも呼ばれる）に限り、第一審裁判所にイスラーム法専門の裁判官であるダト・ユティタムを置き、当事者がともにムスリムである家事または相続事件にイスラーム法の適用が認められる。法廷は、通常の裁判官とダト・ユティタムで構成され、ダト・ユティタムはイスラーム法上の問題を裁定し、その裁定は終局的とされる。イスラーム法の適用がこれら深南部4県において認められるのは、同地域にマレー系ムスリム人口が多いからである。同地域にはかつてマレー人の王朝が存在したが、19世紀末からタイが地方集権化を進めるなかでタイ領に編入された。イスラーム法の適用はその際に従来の現地の司法制度の存続を認めたものである。タイのイスラーム裁判のもう一つの特色は、イスラーム法の実体的な規則を定める法律は制定されず、裁判官とダト・ユティタムなどウラマによって1941年にタイ語の『家族・相続に関するイスラーム法原則』が編纂され、それが事実上の法典として裁判において適用されてきたことである。2011年にはこれに代わる『家族・相続に関するイスラーム法ハンドブック』が司法裁判所により新たに策定された。この新たな法典化は、2004年に再燃したイスラームを標榜する組織と政府の間の暴力が再燃したことと関係している。1941年の『イスラーム法原則』は、タイが1935年に公布した民商法典（第5編家族、第6編相続）をモデルに、イスラーム法の近代的な法典化をタイ政府がムスリム側に要求したものであった。これに対して、2011年改訂では特定の行為の推奨など宗教的な規範を定める規定が増えた点など、現地のダト・ユティタムやウラマの主張をより取り入れたものとなっている。